

# ○常総衛生組合個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年3月30日

常総衛生組合規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び常総衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年常総衛生組合条例第3号。以下「組合条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 法及び組合条例の施行に関する必要な事項については、常総市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年常総市規則第9号）の規定の例による。この場合において、同細則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。